



こども性暴力防止法施行準備検討会 各位

# こども性暴力防止法(日本版DBS法)施行に関する要望

一般社団法人Spring 東京都千代田区平河町一丁目6番15号U Sビル8階 Email:lobbying@spring-voice.org

私たちは、性被害当事者が生きやすい社会の実現に向け活動している被害当事者と支援者を中心とした団体です。2024年に成立した「こども性暴力防止法(日本版DBS法)」の国会審議に於いて参考人招致いただき、私たち性被害当事者の声を真摯に受け止めていただいたことに深く感謝しております。

先月7月14日に、今年6月30日にまとめられた「こども性暴力防止法施行準備検討会中間とりまとめ素案」」をご説明いただきました。法の成立から施行まで2年半余りという短い期間に必要な措置。をまとめ準備しておられる「こども性暴力防止法施行準備検討会」の皆さま、内閣府・こども家庭庁の関係者および関係省庁の皆さまの、こどもたちを性暴力から守ろうという強い熱い思いが込められていると感じられ、心強い思いです。

しかしながら、教育者による子どもへの性加害の報道が続いており、犯歴確認をはじめ、懸念することは多々あります。性加害者に認知の歪みがあること、性被害者が声を上げ難いこと、特に子どもは包括的性教育が不十分なことから性被害に遭ったと認識できない場合があることなど、社会の覚知するところとなってきております。 つきましては、次の8項目を要望いたします。

## 1、犯歴確認の範囲について

「支配性があれば継続性がなくとも容易に性加害が可能である」ことに鑑み、以下の業種および業務にある者も犯罪確認の対象にしてください。

- ○医療、病院
  - 医療機関、医療関係者からの性加害の実態<sup>3</sup>を調査し、その調査結果を踏まえた制度設計をお願いします。
- ○学校医
- 学校医による性加害事件⁴が現実に起きています。

▼小児科医わいせつ事件の裁判 検察が懲役14年求刑

https://www3.nhk.or.jp/lnews/shizuoka/20250217/3030027073.html

<sup>4</sup> ▼学校の健康診断中、女子中高校生14人を盗撮容疑 34歳医師を逮捕 https://www.asahi.com/articles/ASQCS5JJ2QCSPTIL00P.html

▼健康診断の問診中に医師が盗撮、女子生徒ら43人被害…「成功すると達成感」 https://www.yomiuri.co.jp/national/20230118-OYT1T50103/

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> こども性暴力防止法施行準備検討会中間とりまとめ素案 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\_page/field\_ref\_resources/271a14fa-052a-4a4e-a3f1-c f990fef0fb2/f63d4df3/20250630\_councils\_koseibo-jumbi\_271a14fa\_11.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>こども家庭庁『教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針』 https://tinyurl.com/3s2x4s4d

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> ▼厚労省・医道審議会議事要旨:免許取消2件(詐欺、強制わいせつ1件、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、広島県青少年健全育成条例違反1件) https://www.mhlw.go.ip/stf/newpage 55617.html



● 一時的ではあっても、プライベートゾーンを含む子どもの身体に触れることが業務内容となっており、それを正当化できる立場<sup>5</sup>です。

# ○スクールソーシャルワーカー

● スクールソーシャルワーカーの多くは直接児童に関わることがあり、横断指針<sup>6</sup>の「不適切な行為の例」を行い得る立場です。現場に出て子どもと関わる者は範囲に含まれるということを明確にし、現場の職員の犯歴確認対応にバラツキのないよう、具体的に例示してください。

# ()実習生

教職課程を置く大学及び各指定教員養成機関においては、事前指導とあわせて、教育実習生について犯歴の確認を行うようにしてください。

▼教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について(通知):文部科学省より

「教育職員の養成課程を有する大学においては、学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置を講ずるものとされていること(第13条第3項)から、大学は教職課程の授業科目の内外を通じ、その取組を推進すること。特に、教育実習等の事前指導等においては、学生は絶対に加害者にならないこと、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等について、十分に指導を行うこと。」

# ○スクールバス運転手や用務員・警備員など

スクールバス運転手や用務員・警備員は日々直接児童に関わっており、環境によっては2人きりになることも可能です。これらの直接児童に関わる業務を行う職種が事業者によっては対象からはずれるということのないように、指導や例示を明確に行ってください。

#### ○派遣職員

● 派遣の場合は派遣先で確認することになっていますが、これを派遣元で犯歴確認を行う仕組みとしてください。

#### ○単発派遣バイト

- いとま特例の対象には、まず「取り決め書」を交わすようにしてください。
- 児童に関わる労働に従事する者には必ず派遣元で犯歴確認を行う仕組みとしてください。

#### 2、対象業務範囲の現場判断について

○認定事業者が対象業務の範囲について現場判断することを社会に周知し、認定事業者の対象業務を 誰もが確認できるようにしてください。

# 3、被害者支援体制について

- ○被害者の安全を確保し、安心して相談できる仕組みを構築し、被害者の二次被害や記憶の汚染を 防ぎ、安全に聴取やケアが行われるようにしてください。
  - 被害を受けたと思われる児童に、いきなり警察・検察の共同面接は子ども保護者共にハードルが高いため、チャイルドアドボカシーセンター(CAC)<sup>7</sup>のように子どものためのワンストップ支援センターが必要です。

https://www.med.or.ip/nichiionline/article/011783.html

https://tinyurl.com/3s2x4s4d

<sup>5 ▼</sup>学校健康診断に関する報道について

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> こども家庭庁『教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針』

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> ▼参考/引用:認定NPO法人 子供支援センターつなっぐ https://tsunagg.org/child-advocacy-center/



- 現在のワンストップ支援センターだけでは、人材不足(予算不足)で対応が追いつきません。子どもに特化した支援機関、支援体制(専門人員)が必要です。そのための予算を確保してください。
- こども性暴力防止法に於いて、児童面接ができる相談機関を明示・周知するようにしてください。

#### 4、事業者への被害申告に対するガイドラインおよび対応フローについて

- ○事業者に対し被害申告があった場合、警察への相談および共同面接を最優先とすることを明示し、 周知徹底してください。
  - 被害を受けたと思われる子どもへの二次被害や記憶の汚染を防ぎ、安全に聴取やケアが行われるためには、専門の知識とともに高度で細心のスキルが求められます。事業者による被害確認は、ガイドラインおよび対応フローによる最低限の項目のみに限定してください。
  - 事業者が加害の疑われる対象業務従事者にいきなり直接聞き取りをしたり、疑うそぶりを見せて しまうことは、証拠のスマホの画像が消されるなどの証拠隠滅が図られることが懸念されます。加 害の疑われる対象者への直接接触を禁止し、即座に警察へ相談することを義務付けてください。
- ○児童生徒、保護者、職員に対し、被害が申告された後・加害が認定された後の被害者および加害者に それぞれどのような対応がなされるのか、具体的にわかりやすいフローを掲示ポスターや配布チラシ などで日頃から周知することを事業者に義務化してください。
  - 被害を受けた子どもは、被害を訴えたその後がどうなるのかわからないことが大きな不安要因の 一つとなっており申告が難しい。
  - 保護者も職員も、申告された後にどのように動けばよいかわからず不安を感じることから被害を矮 小化してしまう傾向があります。

# 5、防犯環境について

- ○トイレ・更衣室・物置など、施設内で性被害が起きやすい箇所に効果のある防犯環境について調査 研究し、そのエビデンスに基づく環境整備を事業者に義務付けてください。
- ○事業者が設置する防犯カメラ等の費用について補助金を定めてください。
- ○個人のスマートフォン、デジタル機器、カメラ等の撮影できる機器を現場に持ち込ませない対策を 事業者に義務付けてください。
- ○証拠の保全について指針を明確にし、事業者への研修教材に入れて周知してください。
- ○性加害を目的とした者の入職を防ぐため、子どもと交際しないことや性的関係を持たないことを入職 条件として提示することを事業者に義務付けてください。

#### 6、研修について

- ○研修教材は、事業者向け・就業者向けを問わず次の内容について専門家の監修の元、作成してください。
  - 包括的性教育
  - 子どもの権利
  - 性犯罪規定
  - トラウマインフォームドケア
  - 認知の歪み等、加害者臨床の知見
- ○オープンリソースで教材のスライドを自由に研修に利用できるよう、こども家庭庁のホームページ から閲覧やダウンロードができるようにしてください。
- ○年に1度は必ず研修を行うものとし、毎年最新版の教材にて研修を行うよう、事業者に義務付けて



ください。

○将来的には、イギリスのように、預かり児童の人数規模に対して一定数の上級研修を修了した者を 配置することを、事業者に義務付けてください。

# 7、施行前の広報について

- ○社会全体で性暴力を許さない機運を広げ高めるため、子どもに関わる職業につく人の犯歴確認が行われ、研修が義務付けられることを周知徹底してください。
- ○あらゆる年齢層の人々に、何気ない生活の中で広報活動が目につく機会を増やしてください。
  - ◆ 全国のショッピングセンターや公共施設のお手洗いにポスターやステッカーを貼ってください。
  - こども家庭庁公式サイトの情報について、メディアやSNSによる広報拡散協力を得てください。

# 8、3年後見直しについて

- ○犯歴確認に、検察の不起訴事例のうち特に起訴猶予にした事案、被害者から任意に寄せられた示談 歴・懲戒歴・性的虐待加害歴を加えてください。加害者が金銭により示談すれば犯歴がつかず、教育 保育現場で継続して稼働できる現状を変えてください。
- ○認定業者以外の1~2名の個人事業主も犯歴確認および研修の対象となるよう、あらかじめ子どもに 関わる業務を希望する本人が無犯罪認定登録する方式(ホワイトリスト方式)<sup>8</sup>にしてください。
  - 認定登録には、犯歴がないことの確認の他に、包括的性教育および性犯罪規定の研修修了証の確認を行ってください。これにより登録できなかった者=犯歴者との推定を防ぎ、犯歴者のプライバシーも保護しつつ、子どもに関わる仕事から犯歴者を排除することができます。
- ○PTAなど、学校に入って子どもに接する・登下校で子どもに接するボランティアも犯歴確認するようにしてください。
  - PTA会長や指導員による事件<sup>9</sup>が現実に起きています。
- ○単発派遣バイトが犯歴確認および研修の対象となるよう、あらかじめ子どもに関わる業務を希望する本人が無犯罪認定登録する方式(ホワイトリスト方式)¹0にしてください。
  - 認定登録には、犯歴がないことの確認の他に、包括的性教育および性犯罪規定の研修修了証の 確認を行ってください。これにより登録できなかった者=犯歴者との推定を防ぎ、犯歴者のプライ バシーも保護しつつ、子どもに関わる仕事から犯歴者を排除することができます。
  - 応募者が自身で事前に照会し、そのエビデンスの提出を義務付けてください。
  - 自治体の登録ベビーシッター補助制度(クーポンなど)の利用や、保護者がやむを得ず認定業者 を介さずベビーシッターを必要とする場合などに対応できるようにしてください。

以上

https://www3.nhk.or.jp/news/special/jiken\_kisha/shougen/shougen11-2/

<sup>8</sup> 日本版DBSの導入に向けた検討に関する要望書【三者共同】(2023年9月6日提出)

<sup>9 ▼</sup>松戸女児殺害事件

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> 8に同じ